



償却資産に対する固定資産税の課税漏れについて

概要説明

令和元年5月に償却資産に対する固定資産税の課税漏れが判明したことから（令和元年5月27日ご報告済）継続調査を実施しておりましたが、下記のとおりとなりましたのでご報告します。

また、改めて適正な事務処理を徹底するとともに、職員の業務に対する姿勢や意識の改善に取り組み、市民の皆様の信頼に応えるよう再発防止に努めてまいります。

記

1. 経緯（※5月27日 事象発覚の報道資料に記載）

納税義務者様から、償却資産に対する固定資産税の納税通知書が届いていないとの問合せがあり、資料の総点検を行いました。その結果、提出のあった平成31年度償却資産申告書のうち、145件分が税務課内の書庫に未処理のまま保管されていることを確認いたしました。

2. 課税漏れ額について

課税漏れとなるものが50件、金額は9,871,000円、資産の減少により減額となるものが3件、金額は284,700円となります。また、残りの92件については、免税点未滿等により税額には影響はございません。

3. 課税漏れの原因

書庫に未処理のまま保管するに至った原因は、税務課に郵便物が届くと繁忙期には数人で開封し、開封後税目ごとに振分けを行い担当者に引き継いでいました。この引継ぎの際に、振り分けたものが確実に固定資産税担当者に引き継がれていなかったことが原因です。

4. 再発防止策

開封処理を行った担当と税目ごとの担当が双方で件数の把握ができるように、受付けた件数等をエクセルに入力することで引継ぎ方法の見直しを図り税務課全体として未然に防ぐフローに変更しました。

5. 対象者に対する今後の対応について

未処理となっていた納税義務者の皆様には既に電話等にて謝罪を行っていますが、改めてお詫びと税額変更等の賦課決定を行い、減額となり還付となる対象者の方々には速やかに還付の手続きを行います。

また、適正な事務処理を今後も徹底するとともに、職員の業務に対する姿勢や意識の改善に取り組み、市民の皆様の信頼に応えるよう再発防止に努めます。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

税務課 氏名：太田（内線380）、氏名：美濃部（内線383）